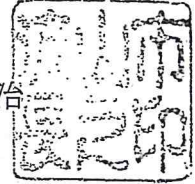




流 社 第 6 3 号
平成 2 6 年 4 月 2 2 日

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子 様

流山市長 井崎 義治



(仮称) 流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について
(諮問)

長寿・人口減少社会の到来をはじめとした社会環境の変化などに伴い、家庭や地域における人間関係の希薄化が進む中で、地域において、その地域の実情を理解している自治体等が主体となった日常的な見守り活動や災害時の避難支援が重要となっています。

また、平成 2 5 年 6 月に災害対策基本法が一部改正され、市町村は災害時に自ら避難することが困難な方を把握して「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられるとともに、本避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報をあらかじめ提供することなどが規定されました。

本市では、この法改正を重要な転機と捉え、支援が必要な方について、日常的な見守り活動や災害時の避難支援の実施に携わる自治会等に必要な情報をあらかじめ提供できるよう、個人情報等の取扱い等の必要な事項を定める「(仮称) 流山市地域支え合い活動の推進条例」を制定するものです。

つきましては、当該条例の制定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

記

(仮称) 流山市地域支え合い活動の推進条例について
別添のとおり